

第43号議案

中間市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

中間市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年中間市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下」を「。以下」に、「第29条第2項」を「第29条第4項」に改める。

第3条及び第4条第1項中「6か月」を「1年」に改める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

中間市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第29条第4項</u>の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上<u>1年</u>以下の期間、給料及びこれに対する勤務地手当の合計額の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p> <p>(停職の効果)</p> <p>第4条 停職の期間は、1日以上<u>1年</u>以下とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号<u>以下「法」という。</u>）<u>第29条第2項</u>の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上<u>6か月</u>以下の期間、給料及びこれに対する勤務地手当の合計額の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p> <p>(停職の効果)</p> <p>第4条 停職の期間は、1日以上<u>6か月</u>以下とする。</p> <p>2・3 (略)</p>